

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○落札者の決定 (情報政策課)	331
○保安林の指定予定の通知 (京都林務事務所、南丹広域振興局)	〃
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 (水産事務所)	332
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	333
○道路の供用開始 ()	〃
公 告	
○土地改良区役員の就退任届 (農村振興課、山城広域振興局、南丹広域振興局)	〃
○土地改良区の定款変更の認可 (山城広域振興局)	335
○府営土地改良事業計画の決定 (丹後広域振興局)	336

教 育 委 員 会	
○一般競争入札の実施	336
選 挙 管 理 委 員 会	
○政治資金規正法に基づく政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体	339
監 査 委 員	
○令和7年度に執行した監査の結果に基づき講じられた措置	340
労 働 委 員 会	
○不当労働行為事件の審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表の方法を定める規則の一部を改正する規則	〃

告 示

京都府告示第310号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 業務の名称及び数量
令和8年度導入統合仮想化基盤環境整備及び機器賃借等業務 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総合政策環境部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 落札決定日
令和8年5月18日
- 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社京都営業所
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101
- 落札金額
636,812,440円

- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和8年4月3日

京都府告示第311号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
京都市右京区京北漆谷町西野5の1、6の1、7、8の4、9の1、10、10の2、10の3、11の1、12の1、13、14の3、15の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
右京区京北漆谷町西野5の1（次の図に示す部分に限る。）、6の1、7、8の4（次の図に示す部分に限る。）、14の3
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府京都林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都市西京区大原野出灰町322の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府京都林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第313号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
南丹市美山町原白蔵西谷7の2、8の1、8の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
白蔵西谷7の2・8の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第314号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第113条の2第1項の規定により、次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和8年6月6日限りで消滅した。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

加入区	付保義務発生日	告示番号	消滅理由
網野町加入区	令4.6.7	令和4年京都府告示第353号	法第113条の2第1項第1号該当



京都府告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年6月9日から令和8年6月23日まで縦覧に供する。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
(2) 路 線 名 178号
(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ糸オロシ10006の3から	前	最小 18.3 ^m 最大 39.5	56.9 ^m
	後	最小 18.3 最大 60.2	
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ糸オロシ10006の3まで	後	最小 18.3 最大 60.2	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
(2) 路 線 名 482号
(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ糸オロシ10006の3から	前	最小 18.3 ^m 最大 39.5	56.9 ^m
	後	最小 18.3 最大 60.2	
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ糸オロシ10006の3まで	後	最小 18.3 最大 60.2	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3 (1) 道路の種類 府道
(2) 路 線 名 浜丹後線
(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ糸オロシ10006の3から	前	最小 18.3 ^m 最大 39.5	56.9 ^m
	後	最小 18.3 最大 60.2	
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ糸オロシ10006の3まで	後	最小 18.3 最大 60.2	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年6月9日から令和8年6月23日まで縦覧に供する。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
2 路 線 名 178号
3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ糸オロシ10006の3から 与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ糸オロシ10006の3まで	令和8年6月9日

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

京北大野土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市右京区京北大野町小倉7の2	比 果 義 和
〃 〃 〃 廣畑79	樋 口 勉
〃 〃 〃 横枕40	野 尻 信 二
〃 〃 〃 西三角56	中久保 俊 昭
〃 左京区岩倉西宮田町86	野 上 孝

京都市右京区京北大野町森田15	安 齋 新
〃 〃 京北中江町上ノ町19	石 井 雅 和
〃 〃 京北比賀江町勝山9の1	野 上 正 吾

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市右京区京北大野町清水58	田 中 章 仁
〃 〃 京北比賀江町長塚23	富 永 稔

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市右京区京北大野町小野ヶ市50	田 中 利 朗
〃 上京区一条通御前通西入3丁目西町147	林 芳 弘
〃 右京区京北大野町廣畑85	小 畠 康 成
〃 〃 〃 清水21	田 中 恒 雄
〃 〃 〃 森田1	野 上 收
〃 〃 京北中江町上ノ町19	石 井 雅 和
〃 〃 京北大野町小野ヶ市55の1	田 中 太 一
〃 〃 京北比賀江町川久保11の1	高 林 怜

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市右京区京北大野町清水58	田 中 章 仁
〃 〃 京北鳥居町市無22の4	久 保 和 平



梅谷土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
木津川市梅谷長城谷17の1	長 城 直 孝
〃 〃 宮ノ谷155	中 岡 史 佳
〃 〃 州見台三丁目20の11 グランメール州見台A-102号	會 津 信 廣
〃 〃 梅谷長城谷66	長 城 利 彦
〃 〃 上ノ平128	鎌 田 博 匡
〃 〃 北谷18	駒 谷 茂 樹
〃 〃 寺ノ下41の1	駒 谷 和 紀
〃 〃 北谷31	北 吉 勇 司

(2) 監事

住 所	氏 名
木津川市梅谷北谷20	駒 谷 清 治
〃 〃 〃 15	森 有 平

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
木津川市梅谷上ノ平122	中 西 規 夫
〃 〃 池ノ谷92の2	森 川 博 之
〃 〃 北谷4	駒 谷 憲 美
〃 〃 寺ノ下9・11合地	森 田 修 吾
〃 〃 〃 41の1	駒 谷 和 紀
〃 〃 宮ノ谷80	秋 田 保
〃 〃 池ノ谷73・74合地の1	山 田 健 二
〃 〃 梅美台四丁目17の8	柳 沢 昌 明

(2) 監事

住 所	氏 名
木津川市梅谷宮ノ谷78	藤 井 正 治
〃 〃 池ノ谷62	會 津 博 之



山城町土地改良区の役員の就退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり就退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員（理事）

住 所	氏 名
木津川市山城町平尾中古川18	中 西 豊 光

2 退任役員（理事）

住 所	氏 名
木津川市山城町平尾綾杉河原54	梅 本 耕 明



亀岡市東本梅町土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市東本梅町大内垣尻6	野 田 幸 秀
〃 〃 〃 芝条12	中 西 康
〃 〃 東大谷生子田5の2	奥 村 嘉 宏
〃 〃 赤熊西垣内49	日下部 雅 夫
〃 〃 〃 東垣内2	日下部 裕 司
〃 〃 松熊吉ヶ下12	中 村 敏 男
〃 〃 中野北垣内37	法 貴 孝 昭

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市東本梅町大内上条46	野 田 典 和
〃 宮前町神前天王下14	森 治 功

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市東本梅町中野北垣内37	法 貴 孝 昭
〃 〃 大内垣尻6	野 田 幸 秀
〃 〃 赤熊西垣内49	日下部 雅 夫
〃 〃 〃 東垣内2	日下部 裕 司
〃 〃 松熊吉ヶ下12	中 村 敏 男
〃 〃 東大谷生子田5の2	奥 村 嘉 宏
〃 千代川町千原2丁目10の31	高 屋 輝 雄

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市東本梅町中野南垣内4の1	井 内 廣 樹
〃 宮前町神前天王下14	森 治 功



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、木津土地改良区の定款の変更を令和8年5月28日認可した。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、相楽土地改良区の定款の変更を令和8年5月28日認可した。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、梅谷土地改良区の定款の変更を令和8年5月28日認可した。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により府営土地改良事業（関地区）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該土地改良事業計画について不服があるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に書面で知事に審査請求をすることができる。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 縦覧に供する書類の名称
府営土地改良事業（関地区）計画書の写し
- 縦覧の期間
令和8年6月9日から令和8年6月29日まで
- 縦覧の場所
京都府丹後広域振興局農林商工部地域づくり振興課
なお、京都府丹後広域振興局農林商工部地域づくり振興課のホームページにおいて関係書類の電磁的記録を閲覧することができる。
また、京丹後市役所（峰山庁舎）において関係書類を閲覧することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により府営土地改良事業（徳良地区）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該土地改良事業計画について不服があるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に書面で知事に審査請求をすることができる。

令和8年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 縦覧に供する書類の名称
府営土地改良事業（徳良地区）計画書の写し
- 縦覧の期間
令和8年6月9日から令和8年6月29日まで
- 縦覧の場所
京都府丹後広域振興局農林商工部地域づくり振興課
なお、京都府丹後広域振興局農林商工部地域づくり振興課のホームページにおいて関係書類の電磁的記録を閲覧することができる。
また、京丹後市役所（峰山庁舎）において関係書類を閲覧することができる。

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和8年6月9日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 入札に付する事項
 - 業務の名称及び数量
令和8年度京都府立高等学校及び附属中学校教員用情報通信機器の賃貸借業務 一式
 - 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - 委託期間
契約締結日から令和14年2月29日まで
 - 履行場所
仕様書のとおり
- 契約条項を示す場所等
 - 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第3号館4階
京都府教育庁指導部教育DX推進課
電話番号（075）414-5693
 - 入札説明書及び仕様書の交付等
ア 交付期間
令和8年6月9日（火）から令和8年6月25日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府教育庁指導部教育DX推進課ホームページ (<https://www.kyoto-be.ne.jp/ictkyoiku/cms/>) の入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間(正午から午後1時までの間を除く。)に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止

とされていない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付場所等

ア 交付場所

2の(1)に同じ。

イ 交付期間

2の(2)のアに同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

(2) 申請書の提出場所等

ア 提出場所

2の(1)に同じ。

イ 提出期間

2の(2)のアに同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府の「令和7・8・9年度物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」に登載された事業者については、同名簿登載通知の写しの提出をもって、(ア)から(エ)まで及び

(カ)に掲げる添付書類の提出に代えることができる。

(ア) 法人にあつては登記事項証明書の写し、個人にあつてはその者が制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の審判を受けた被補助人)でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 営業経歴書

(オ) 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧

(カ) 法人にあつては財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書)、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

- (キ) 取引使用印鑑届
- (ク) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書の写し
- (ケ) 返信用封筒(第一種定型郵便物の封筒に住所、氏名を記入し、110円切手を貼付したもの)
- (コ) 一般競争入札参加資格審査申請書類調書
オ 資料等の提出

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和9年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者(6の名簿に登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名
- (5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3又は4の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般

競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書面その他教育長が必要と認める書類を教育長に提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産開始手続の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当し、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年7月21日(火)午後3時30分

イ 場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第3号館6階

京都府教育庁入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和8年7月21日(火)午前10時

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札

- 説明書において指定する。
- (2) 入札の方法
持参又は郵送によることとし、電送等による入札は認めない。
- (3) 開札に立ち会う者
開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。
- (4) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (6) 落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否
要する。
- 13 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。
- 14 契約保証金
免除する。
- 15 その他
(1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 詳細は、入札説明書による。
(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。
- 16 Summary

- (1) The name and quantity of the service

FY2026 Comprehensive Rental Services for Information and Communication Equipment for Teachers at Kyoto Prefectural High Schools and Affiliated Junior High Schools

- (2) Contract period
From Contract Date through February 29, 2032
- (3) Time limit for receiving tender by mail (not e-mail)
10:00 AM on Tuesday, July 21, 2026
- (4) The date, and place for the opening of tender
3:30 PM on Tuesday, July 21, 2026
Nyuuatsusitu (Bidding room), Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Prefectural Government, Building No.3 6F
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyō-ku, Kyoto, 602-8570, Japan
- (5) For further information
Education DX Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Prefectural Government, Building No.3 4F
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyō-ku, Kyoto, 602-8570, Japan
TEL (075) 414-5693

選挙管理委員会

京都府選挙管理委員会告示第94号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和8年5月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党京都府大都市政策推進支部	影山さくら	宮崎 英人	京都市右京区西院坤町2 ハウスドゥ四 条ビル601
荒木慎二後援会	荒木 慎二	荒木麻砂子	舞鶴市田中町18の20
笠置町の未来を創る会	坂本 英人	坂本かおり	相楽郡笠置町大字笠置小字井尻23の2
叶よしゆき後援会	叶 善之	叶 善之	八幡市岩田西玉造13 (株)京悦食品物流 内
京田辺豊かな福祉の会	金垣 広行	金垣 広行	京田辺市田辺中央3の3の2 フォーシ ーズン京田辺105
京都ねくすと	寺田 浩彦	丸山 美和	京都市中京区大阪材木町685

PTA u f h e b e n	吉田麻莉子	吉田麻莉子	長岡京市天神3丁目 1の12
平井もとゆ きと京都の 未来をつく る会	平井 基之	平井 基之	相楽郡精華町精華台 5丁目9の10
堀一郎後援 会	堀 一郎	堀 緑	京丹後市網野町浜詰 46の2
村瀬華後援 会	中林 秀雄	明賀ひなた	亀岡市東別院町栢原 上日影18の31

監 査 委 員

8 年監査公表第 4 号

令和7年度に執行した監査の結果（令和7年11月28日監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年6月9日

京都府監査委員 能 勢 昌 博
同 藤 山 裕紀子
同 森 敏 行
同 橋 本 幸 三

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 文化生活部

スポーツ振興課

(要望)

委託事業の管理及び成果の確認について改善すべき点が認められたもの

(措置の内容)

当該事業に携わる可能性のある課内職員に要望事項の説明を実施の上、委託相手方とも今後必要となる資料等についての協議を行い、今後の方針について調整を行った。

これを踏まえ、月次で事業実績及び利用者数の報告の提出を求め、当該報告により、事業の実施状況及び成果の確認を行うこととした。

(2) 健康福祉部

こども・子育て総合支援室

(要望)

委託事業の有効性の観点から改善の余地があるもの

(措置の内容)

令和8年度以降の執行に当たっては、業務実

績を踏まえた委託料となるよう契約内容を検討するとともに、保育士試験合格者に本事業の情報をお届けするための広報の工夫について検討することとした。

(3) 広域振興局

南丹土木事務所

(指摘)

小修繕工事において請負代金を過少に支払っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、係員全員に指摘事項の説明を行い、その内容について周知するとともに、小修繕工事の精算手続について再度徹底を図った。

また、本件の相手方へ、令和7年11月に過少分の支払を行った。

なお、他に同様の事例がないか確認したところ、同様に過少支払が3件確認されたため、同じく令和7年11月に過少分の支払を行った。

今後は、精算時に確認を確実にを行うことができるよう、新たに精算書に単価改正確認欄を設けて単価を再確認する取組を導入することにより、再発防止に努めることとした。

労 働 委 員 会

不当労働行為事件の審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表の方法を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月9日

京都府労働委員会

会長 青 木 苗 子

京都府労働委員会規則第3号

不当労働行為事件の審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表の方法を定める規則の一部を改正する規則

不当労働行為事件の審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表の方法を定める規則（平成17年京都府労働委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「の方法を定める」を「に関する」に改める。

第1条中「の方法」を削る。

第2条の見出しを「(期間の目標)」に改め、同条中「1年6箇月とする」を「総会において決定する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、前項の規定により目標を決定したときは、速やかに公表するものとする。

第3条第1項中「終結事件」の右に「に係る目標の達成状況その他必要な事項」を加え、「京都府公報に đăng載して」を削り、同条第2項を削る。

別記様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 不当労働行為事件の審査の期間の目標については、この規則による改正後の不当労働行為事件の審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則第2条第1項の規定により総会において決定するまでの間は、この規則による改正前の不当労働行為事件の審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表の方法を定める規則第2条の規定は、なおその効力を有する。